

建 管 第 6 9 3 号  
令和5年（2023年）9月19日

一般社団法人 北海道電業協会 様

北海道建設部長

#### 電子契約の導入に係る事業者向け説明会の開催について

日ごろから、北海道の建設行政の推進に当たり、御理解、御協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、北海道では、取引事業者と北海道双方の業務効率化とコスト削減を図るために、事業者が希望する契約を対象に、令和5年11月から電子契約を導入することを検討しております。

これに伴い、道では事業者向けのWeb説明会及び説明動画の公開を10月以降に予定しておりますが、建設部としては、導入に当たり多くの事業者の方々にご確認いただけるよう、上記に加え、建設業等関係者向けに追加で説明会を開催する予定としておりますので、あらかじめお知らせいたします。

なお、具体的な日時、開催内容については所管部局で調整中であり、正式な開催案内については、9月下旬となる見込みです。道のホームページで周知する予定となっておりますので、改めてお知らせします。

#### 記

##### 1 電子契約の概要

別添「電子契約の概要」をご参照ください。

##### 2 説明会（WEB）

(1) 事業者向け説明会（全事業者向け） 10月中

(2) 事業者向け説明会（建設業等関係者向け） 10月中（(1)の開催とは別日）

※ 電子契約に係る操作等の説明は共通です。

##### 3 お問い合わせ先

北海道建設部建設政策局建設管理課工事管理係

担当 高田、赤瀬

E-Mailアドレス takada.daisuke2@pref.hokkaido.lg.jp

電話番号 011-231-4111（内線 29-715）

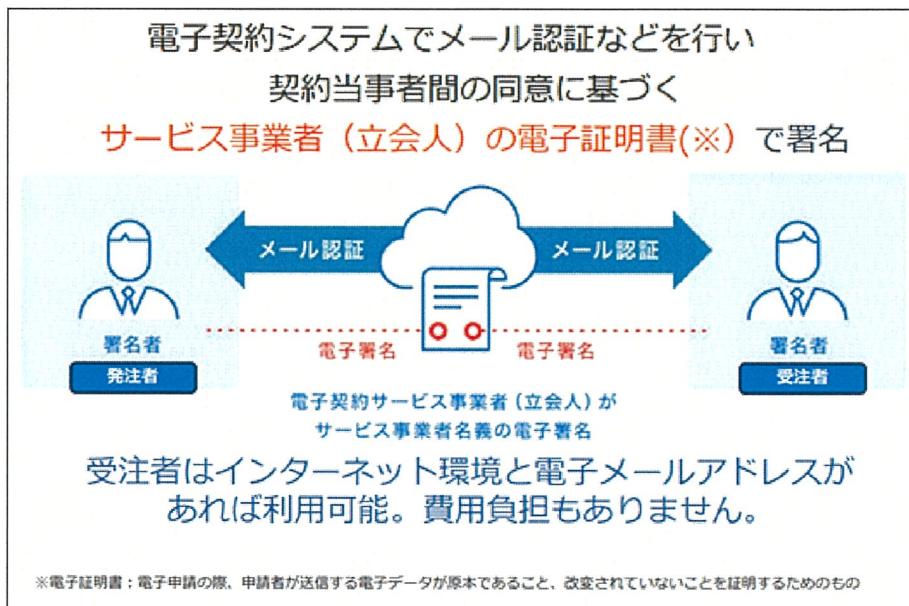
（建設政策局建設管理課工事管理係）

# 電子契約の概要

北海道ではsmart道庁の推進の一環として、令和5年11月以降、電子契約を順次導入する予定です。

## ◇概要

- 電子契約とは、契約当事者が契約書のPDFデータに電子署名を入れて契約を成立させる契約手法。
- 紙の契約書の場合は、押印が契約成立の要件とされているが、電子契約では、電子署名を入れることが要件とされている。(地方自治法第234条第5項)
- 電子契約により契約締結をするかどうかは、契約相手方の希望による。



## ◇導入の時期

令和5年11月以後の誘因に係る契約（予定）

## ◇対象となる契約

- 以下の契約を除き、すべて対象（予定）
- 法令等で書面義務化のある契約  
特定商取引（訪問販売等）の契約書面、事業用定期借地契約
  - 個人（個人事業主（開業届を税務署に提出している個人）を除く）との契約
- ※受注（託）者が電子契約を希望しなければ従前どおり紙契約

## ◇電子契約導入のメリット

- コストの削減
  - ・収入印紙、郵送費、封筒購入費が不要
- 効率化  
郵送作業不要、受発注者間の書類往復の時間短縮、

## ◇今後のスケジュール（予定）

9月 各種規定の改正（財務指導課・発注3部）

10月 事業者への説明会実施  
相談窓口（ヘルプデスク）設置

11月 電子契約スタート

※電子契約の導入時期については、変更になる可能性があります。